

**守口市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月
守口市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて	11
6. 参考資料「学校と教師の業務の3分類」	12

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)では、教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画の対象者を「教育職員」(事務職員及び臨時技師等を除く)としていますが、本市においては、事務職員や臨時技師も含め、時間外在校等時間の把握をしているため、本計画では、文言を「教職員」に統一して表記しています。

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

守口市では、教育大綱において「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」とする教育理念を定め、国際化をはじめ社会が急激に変化していく時代において、学校教育・社会教育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざしています。

これらの実現のためには、教職員が心身ともに健康で、専門性を発揮し、教育活動に専念できる環境づくりが必要です。

しかし、近年の教育現場では業務の複雑化・多様化により、教職員の負担が増加し、健康面や教育の質への影響が懸念されています。

そこで本計画では、教職員の業務量を適切に管理し、健康確保のための具体的な措置を講じることで持続可能な教育体制が構築できるよう、具体的な目標とその達成に向けた取組みをお示ししています。

これにより、教職員が安心して働ける環境を整え、児童生徒一人ひとりに向き合う時間と質を確保し、守口の教育のさらなる充実をめざします。

(2) 守口市の現状

守口市では、令和2年5月に、所管する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として「守口市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、時間外勤務の上限を月45時間・年360時間とし、教職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできました。

児童生徒が学校でいきいきと学ぶためには、教職員が心身ともに健康であることが必要です。そこで、働き方改革の取組みの実効性を高めるため、業務改善の具体的な取組みと時間外勤務の「見える化」を進めてきました。守

口市における教職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりです。

【教職員の時間外在校等時間の状況（R 4～R 6）】 ※事務職員・臨時技師含む

	月平均			年360時間を上回る割合		
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
小学校等	31:17	27:18	26:31	50%	39%	37%
中学校等	47:38	41:14	35:03	76%	69%	58%

これまでの取組みの結果、時間外在校等時間の状況には改善傾向が見られます。しかしながら、依然として年360時間を超える割合は小学校等で37%、中学校等では58%となっており、さらなる改善が必要です。

事務処理から事案対応に至るまで教職員が行う業務は幅広く、授業改善や丁寧な生徒指導対応など、教育の質を高めるためには、教職員が時間的余裕を確保することが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、教職員が本来の教育活動に集中できる環境づくりを推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものです。

2. 目標

本計画において達成をめざす目標は以下のとおりとします。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1年間の時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を、小学校等で20時間程度、中学校等で30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を、小学校等で18日程度、中学校等で16日程度にする【小学校等15.7日／中学校等13.8日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を12.0%まで減少させる【15.1%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を85以下とする【95】

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

守口市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類 (P12: 参考資料)」を踏まえた業務の見直し

(丸数字は3分類の表と同じ)

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ①

- ・各地域の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。学校運営協議会におけるボランティア人材の確保等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を促進します。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ②

- ・放課後から夜間における校外の見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・少年補導助手員連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校と警察等が認識を共有します。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等 ③

- ・給食費等の学校徴収金について、公会計化の研究を進めます。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ④

- ・学校支援地域本部における学校支援コーディネーターを活用し、地域と学校が円滑に連絡調整できる環境を促進します。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ⑤

- ・市民の声や問い合わせメールなど、教育委員会に直接あった苦情等に対し、市の法務専門官及び顧問弁護士に法律相談するなど市長部局と連携し対応します。また、府の制度を活用し、学校にスクールロイヤー等の専門家を派遣できるよう、必要に応じて依頼するなど、今後も、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応する体制を構築します。

◇調査・統計等への回答 ⑥

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市が学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減します。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑦

- ・ホームページの更新作業をはじめ、各種学校行事における資料作成等に事務職員も参画する体制を構築します。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑧

- ・学校と教育委員会やICT支援員が連携を図り、事務職員等を中心に実施する体制を構築します。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑨

- ・教職員の他、スクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフが授業等に付随して日常的に点検する体制を構築します。

◇校舎の開錠・施錠 ⑩

- ・今後も、外部委託による管理を行います。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑪

- ・学校運営協議会においてボランティア人材を募集するなど、地域住民等の支援体制を構築します。

◇校内清掃 ⑫

- ・学校運営協議会においてボランティア人材を募集するなど、地域住民等の支援体制を構築します。また、実施回数や対象範囲の縮小等、合理化等を促進します。

◇部活動 ⑬

- ・令和6年度から実施し、時間外在校等時間の縮減に効果が上がっている標準活動時間（原則、平日1時間、休日なし）の取組みを今後も進め、休日における部活動の地域展開についても研究を進めます。また、部活動指導員については、今後も配置を継続します。

◇給食の時間における対応 ⑭

- ・令和7年度から全校で導入し、時間外在校等時間の縮減に効果が上がっている小学校における教科担任制やチーム学年担任制の取組みを今後も進め、給食時の見守り、教科指導、ノート等の点検等の業務について、すべての教職員が協力し、組織的かつ効率的に対応できる体制を構築します。

◇授業準備 ⑮

- ・教材の印刷をはじめ、補助的業務はすべてスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフが実施する体制を構築します。また、デジタル技術の活用を促進します。

◇学習評価や成績処理 ⑯

- ・全校に配置しているスクール・サポート・スタッフが授業準備や採点作業等を補助する体制を構築します。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

◇学校行事の準備・運営 ⑰

- ・日程調整や物品の準備等について、事務職員等と各関係者との協働を促進し、必要に応じて外部委託等も検討します。

◇進路指導の準備 ⑱

- ・就職先に関する情報収集等について、事務職員等と企業等との協働を促進します。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ⑲

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校看護師や学校介助員等の専門家を継続的に学校に配置するとともに、必要に応じてケース会議に参加させその知見を活用するなど、適切に役割分担することで、教師の負担軽減を図ります。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施します。また、学校が関係機関と連携・協働し、適切な役割分担による支援体制を構築します。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等や清掃時間・頻度を見直すなど、日課表の工夫を行います。
- ・学校・家庭間のデジタル連絡ツールの活用により、原則、配付物は電子

媒体で配付することで、印刷や配付作業等の業務を軽減します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施します。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進します。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置します。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、現在行っている長期休業期間中の学校閉庁日（夏季：14日間／冬季：12日間）を活用し、教職員に対し取得を促進します。
- ・ すでに設定している定時退勤日や長期休業期間中の学校閉庁日の取組みを一層推進するため、業務に優先順位をつけ計画的に遂行したり定期的に役割分担を見直したりするなど、教職員に対し、働きやすい職場環境づくりを促します。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・取組みの着実な実行を図るため、教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定期的に教育委員会のホームページで公表します。また、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材を確保するため、関係部局・関係機関とともに取り組みます。
- ・2（P5）で掲げた時間外在校等時間にかかる目標の達成状況は、出退勤管理システムで把握します。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況を改善するため個別の支援・指導を実施します。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、学校に本計画を周知するとともに、管理職を対象とした研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校は、校長など管理職がリーダーシップを発揮し、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施します。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域コミュニティ協議会をはじめ、各自治会等に対して、守口市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

6. 参考資料「学校と教師の業務の3分類」

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭等に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

＜出典＞文部科学省